

知的財産基本法の施行状況と今後の知的財産戦略について（提言）

知的財産戦略は、我が国の命運を左右する重要な国家戦略であり、平成15年3月の知的財産基本法施行以降、これまで3年の間に、3度にわたり知的財産推進計画が策定され、知的財産に係る諸政策が実施されてきたが、これらは自由民主党による政治主導の賜物である。

今後、世界に冠たる知的財産立国を実現していくためには、これまでの施策の実施状況を踏まえつつ、次の3年間においても引き続き政治主導の下、改革を加速していくことが必要である。

このため、自由民主党知的財産合同会議は、以下を提言する。

1. 知的財産高等裁判所の取り組み

知的財産基本法の最大の成果は、平成17年4月に設置された知的財産高等裁判所である。これにより迅速な特許紛争解決への道を開いたことは画期的である。一方で、裁判所における技術的専門性の向上は未だ道半ばである。今後とも知的財産高等裁判所の活動を検証し、知的財産立国の観点から迅速かつ適切な紛争処理を図る。

2. 模倣品・海賊版対策の強化

水際規制のための関税定率法の改正、政府の一元的相談窓口の設置、取締担当官の配置など、近年様々な模倣品・海賊版対策が進められてきた。しかし、模倣品・海賊版の被害はさらに深刻化・巧妙化している。政府レベルの対策を強化するとともに、模倣品・海賊版拡散防止条約の実現に向けた取り組みを加速させる。

3. コンテンツの振興

近年、映画、アニメ、ゲームなどのコンテンツに関して、議員立法により「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」の制定を行うなど、コンテンツ産業の育成に励んできた。また、食、ファッションなどを「日本ブランド」と位置づけ、その振興を図っ

てきた。しかし、放送と通信の融合に係る著作権法の改正などコンテンツ流通大国に向けた課題は山積している。国際的な視野の下、コンテンツ振興を一層精力的に進める。

4. 技術流出問題への対応

特許の出願公開制度を通じて我が国の企業の技術がアジア諸国などに流出するという問題が発生していることから、先使用の主張を容易にするため、仏国のソー封筒の制度等も参考にし、先使用権制度の明確化や公証人制度の充実など技術流出対策を講じる。

5. 地域の振興と中小・ベンチャー企業の支援

中小・ベンチャー企業は、産業の基盤的技術を担うとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たしており、知的財産に係る各種の支援制度も整備されつつあるが、未だ知的財産を十分に保護・活用できていない状況にある。このため、知的財産に係る中小・ベンチャー企業の支援を拡充させる。また、産業クラスター、知的クラスターとの連携を図りつつ、地域の特性を活かした地域知的財産戦略の策定及びその実施を促進する。

6. 知的財産人材の育成

法科大学院での知的財産関連科目の設置、知的財産専門職大学院の設置、小中学校向けの知的財産教材の開発などの取り組みが始まっているものの、知的財産人材の育成は、質・量の両面においてまだまだ課題が多い。知的財産人材育成総合戦略を推進し、10年間で知的財産人材を倍増させる（平成17年度:6万人→平成26年度:12万人）とともに、その質を向上させる。

7. 特許審査の迅速化と世界特許システムの実現

特許審査の迅速化については、特許審査迅速化法の制定や任期付審査官の採用などの施策が講じられてきたが、未だ十分な迅速化は実現されていない。また、経済活動のグローバル化に伴って要請の高まっている世界特許システムの実現への取組は、まだ端緒にいたばかりである。経済産業省の特許審査迅速化・効率化推進本部に

における取組みを促進させるとともに、欧米の特許庁とも密接に協力しつつ、第1ステップとして審査結果の相互利用を促進し、第2ステップとして審査結果の相互承認、第3ステップとして世界特許システムを実現する。

8. 知的財産権の侵害に対する刑罰の強化

知的財産権侵害への抑止効果を高めるため、知的財産権侵害に対する刑罰を財物の窃盗と同様に10年とする。

9. 知的創造サイクルの好循環のさらなる拡大

これまでの3年間で様々な制度整備が進んできたが、知的財産の権利化とその保護のみならず、知的財産の幅広い創造・活用への取組みの強化が求められている。大学や企業等における知的財産の創造や知的財産の活用の拡大などをさらに進め、知的創造サイクルの好循環を促進させる。

以上

平成18年2月17日

自由民主党

政務調査会経済産業部会知的財産政策小委員会

司法制度調査会知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会

知的財産制度に関する議員連盟

コンテンツ産業振興議員連盟